

# 千葉市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市国民保護協議会条例（平成17年千葉市条例第80号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の議事その他協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(委員の権限の委任)

第3条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関又は組織に属する者で、あらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(異動の報告)

第4条 委員又は幹事に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名、異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他必要な事項

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、総合政策局危機管理部危機管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。